

臓器あっせん「違法性認識」

初公判で検察 外部から複数指摘

NPO法人「難病患者支援の会」(東京)による海外での臓器あっせん事件で、臓器移植法違反(無許可あっせん)に問われたNPO理事長の菊池仁達被告(63)と法人としてのNPOの初公判が30日、東京地裁(馬場嘉郎裁判長)であった。被告側が無罪を訴えたのに対し、検察側は菊池被告らが外部からたびたび、同法違反の可能性を指摘されていたと主張した。△冒頭陳述の要旨21面、関連記事34・35面▽

NPO理事長 無罪主張

1997年に同法が施行されて以降、海外での臓器移植のあっせんが罪に問われるのは初めて。NPOの活動実態がどこまで解明されるかが公判の焦点になる。

起訴状などでは、菊池被告は2021年1月より昨年7月、厚生労働相から臓器あっせん業の許可を得ないまま、肝硬変を患う40歳代の男性と腎不全の50歳代男性をベラルーシでの移植に勧誘。移植費用などとして計5150万円をNPOの口座に振り込ませ、同国の病院で死体から摘出した臓器の移植手術を受けさせたとしている。40歳代の男性は肝臓の移植手術から約9か月後に死亡した。

検察側は冒頭陳述で、菊池被告は海外での臓器移植

の仲介を始めた当初、中国で移植手術を受けさせていたが、新型コロナウイルスの影響で渡航できなくなり、ベラルーシに移植ルートを確保したと指摘した。その上で、当時、NPOの理事長だった被告の息子が19年12月、厚生省の担当



と主張した。

者から「死体から提供される臓器をあっせんする場合、海外へのあっせんも含めて許可が必要」と告げられたとし、この内容は被告に伝えられたと主張。「被告はNPOの行為が違法だと認識していた」と述べた。21年10月11月にも、NPOの活動に興味を示した医師から、顧問弁護士の見解として違法の可能性をメールなどで伝えられ、NPOが参加して弁護士や大学教授らと行ったオンライン会議でも同様の指摘を受けた。一方、罪状認否で菊池被告は「100人近くの命を助けてきたが、一度も仲介やあっせんはしていない」と訴え、弁護士も「一連の行為があっせんにあたるとしても、海外での移植手術の場合、日本の法律は適用されない」と強調した。NPOを巡っては、読売新聞が昨年8月、中央アジア・キルギスで行われた生体腎移植で、売買された臓器が使われた疑惑を報道。菊池被告が逮捕・起訴された一方、問題の背景にある国内のドナー不足や臓器移植法の不備について、改善に向けた動きが出ている。